

防犯カメラの設置及び運用に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、東京都弁護士国民健康保険組合（以下「弁護士国保」という）が組合事務局に設置する防犯カメラの設置及び運用に関して必要な事項を定め、防犯目的の達成と個人のプライバシー権の保護との調和を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 防犯カメラ 弁護士国保が防犯目的のために設置する画像記録機能を備えたカメラ（外部の画像記録機能を備える機械装置と接続することにより画像記録機能を備えるものを含む）
- 二 画像情報 防犯カメラにより撮影及び記録された情報

(設置目的)

第三条 防犯カメラは次に掲げる目的のために設置し、及び運用する。

- 一 組合事務局の適切な管理及び組合事務局における犯罪又は不当な行為の防止
- 二 組合事務局における犯罪若しくは不当な行為又は事故が発生した場合における事実の確認

(運用指針)

第四条 理事長は、防犯カメラの設置及び運用に当り、組合員、役職員その他組合事務局に来所する者のプライバシー権を不当に侵害しないよう留意する。

(機能の制限)

第五条 防犯カメラは次に掲げる機能を備えてはならない。

- 一 特定の個人を識別するための画像等と自動的に照合する機能
- 二 音声を録音する機能

(設置の表示)

第六条 理事長は防犯カメラの設置区域内の見やすい場所に、防犯目的で防犯カメラを設置し、録画していることを表示する。

(画像情報の管理)

第七条 理事長は、画像情報を適切に管理し、画像情報の漏えい、滅失、毀損等（変更、切除その他改変を含む。以下同じ）を防止するため、画像情報管理責任者（以下「管理責任者」という）を置く。

- 2 管理責任者は事務局長をもってこれに充てる。

(画像情報の利用)

第八条 理事長の決定により、画像情報を第三条に規定する目的の達成に必要な範囲でのみ利用する。

- 2 管理責任者は、前項の規定に基づき画像情報を利用した場合、次に掲げる事項を記録する。

ただし、第三条第一号に規定する目的で、組合事務局内に設置されたモニターに表示し、同時的に閲覧する場合は、この限りではない。

- 一 利用日時
- 二 利用目的
- 三 利用したものの氏名及び住所もしくは所属
- 四 利用した画像情報の特定するために必要な事項

3 管理責任者は、前項に規定する事項を記録し、当該画像情報とともに三年間保存する。

(画像情報の第三者提供)

第九条 理事長の決定により、次の各号のいずれかに該当する場合、画像情報を第三者（当該画像情報により識別される特定の個人を含む。）に閲覧させ、又は画像情報の複製物を第三者に交付することができる。

- 一 第三条第二号に規定する目的のため必要があるとき。
- 二 法令に基づき、特に必要と認めるとき。
- 2 理事長は、第三者から画像情報の閲覧又は複製物の交付を求められたときは、必要に応じて弁護士国保役員と協議の上対応するものとする。
- 3 管理責任者は、第1項の規定に基づき画像情報を第三者に閲覧させ、又は画像情報の複製物を第三者に交付した場合、次に掲げる事項を記録する。

- 一 閲覧又は交付の日時
- 二 閲覧又は交付の目的
- 三 閲覧又は交付を受けた者の氏名及び住所もしくは所属
- 四 閲覧させ、又は交付した画像情報の特定するために必要な事項

4 管理責任者は、前項に規定する事項を記録し、当該情報とともに三年間保存する。

(画像情報の保存期間)

第十条 画像情報の保存期間は、第八条第3項又は前条第4項の規定により保存する画像情報を除き、3ヶ月程度とする。

(画像情報の廃棄)

第十一条 管理責任者は、前条に規定する保存期間を経過した画像情報を、定期的に確実かつ安全な方法で廃棄する。第八条第3項又は第九条第4項の規定により保存する画像情報であって当該保存期間を経過したものも同様とする。

(守秘義務)

第十二条 管理責任者その他の画像に接した者は、画像情報により知り得た情報を他に開示、漏えい等してはならない。

附則（平成28年2月29日）

この規程は、平成28年3月1日から施行する。